



月報

2

缶詰換

(45.2.10 №38 VOL.4)

◆目次◆

1月の行事	1
◇(第2回)チクロ対策委員会	2
チクロ入り缶詰・びん詰等の販売猶予期間延長	3
◇延期措置に伴り諸事項	7
◇日商、チクロ使用禁止に関し政府へ要望	7
◇果実部会	10
◇蔬菜部会	14
◇(第4回)添加物対策協議会	16
◇(第6回)規格表示委員会	17
◇日缶協・規格表示委員会	18
◇在京規格部会	19
◇シールについて打合せ	21
◇消費拡大委員会(日缶協)	23
◇食品缶詰公正取引協議会常任理事会	24
◇食品加工全国団体連絡協議会打合せ	25
◇全国団体で異議申立説明会	27
◇業務用缶詰に関する研究会	28
◇全糖、純正等の表示に関する連絡会	30
◇果実飲料の公正規約に関する打合せ	30
◇日缶協ジュース缶詰合同委員会	32
◇長野県缶詰食品問屋連盟創立(全缶協浅井会長挨拶)	34
◇浅井会長、富士ココロラボトリング(株)の研究会で講演	35
◇缶詰業界新年名刺交換会	36
◇東京都食品卸同業会総会、新年会	36
関係団体報知	36
会員消息	38

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (278) 9 2 8 9 番

1月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
缶詰業界新年名列交換会	1月5日	13.00~14.00時	パレスホテル	約500名
東京都食品卸同業会 總會新年会	1月7日	16.00~19.00時	帝国ホテル	約320名
食品加工全国団体 連絡協議会	1月8日	13.30~	全国ビスケット会館	
全食協厚生省に陳情 (第2回)テクロ 対策委員会	1月9日	10.00~		
1月10日	9.30~10.30時	北洋商事(株)		
業界記者懇談会	1月12日	17.00~	日本橋ゆかり	会長副会長専務 業界紙6名
食品添加物問題懇 談会	1月13日	14.00~16.00時	日商役員室	
果汁規約打合会	1月13日	13.00~13.30時	果汁協会	4団体
果 実 部 会	1月16日	13.30~16.00時	北洋商事(株)	
蔬 菜 部 会	1月16日	16.00~17.00時	"	
シールの件打合会	1月19日	10.00~	日 缶 協	
(第4回)添加物 対策協議会	1月20日	11.00~13.00時	"	中山副会長専務
規格表示委員会 (日缶協)	1月21日	13.30~15.30時	"	橋田部会長専務
ジュース打合会	1月22日	15.00~	"	中山副会長専務
関西司樹士協会と の懇談会	1月22日	14.00~	兵庫県宝塚ホテル	
食品加工全国団体 連絡協議会	1月22日	15.00~	全国ビスケット会館	
消費拡大委員会 (日缶協)	1月24日	10.00~12.00時	日 缶 協	中山副会長専務
規格表示委員会 (日缶協)	1月27日	13.30~17.30時	"	中山副会長橋田 部会長北田専務
公正取引常任理事 会	1月29日	15.30~17.00時	"	
在京規格部会	1月30日	13.30~15.00時	北洋商事(株)	
農産缶工組ジュース 部会との打合会	1月30日	14.00~	日 缶 協	中山副会長
表示に関する連絡 会	1月30日	14.00~17.00時	公 取 委	
シールの件打合会	1月31日	12.00~14.00時	日魯漁業会議室	中山副会長
2月の行事予定				
東部地区缶詰懇 談会	2月10日	13.30~15.30時	北洋商事(株)	

(第2回) チクロ対策委員会

日時 昭和45年1月10日 9.30～10.30時

場所 北洋商事(株) 7階会議室

議題 チクロ販売延期に伴う今後の対策について

- ① 宣伝問題検討の件
- ② 宣伝予算捻出方法について
- ③ その他

出席 浅井委員長、中山、田端、橋田、北村、国分、岡崎、各委員
北田専務理事

[オブザーバー]

電通 安東氏外4名

※ 協議会の概要

この委員会は1月9日の閣議においてチクロ入り缶詰、びん詰類の販売猶予期間をアメリカ、カナダにならつて6～7カ月の延期の大筋が決定し、これにより今後の善処策をいかに講じていくべきかを協議するため緊急に委員会開催となつたもの。この委員会では先ず第一に今後如何にして缶詰の販売を促進するかに焦点が絞られ、延期が正式に決定されると見られる1月12日～14日を待つて早急に全国的に新聞広告を掲載しPR活動を展開していくべきであるとの結論となつた。それには先ず日刊紙を通じ真実を一般消費者に知らせることが第1とされた。また業界紙、週刊誌、小売店対象のチラシ等による一大キャンペーン運動も必要とされそれぞれ検討がなされた。

1. 一般紙広告について

オブザーバーとして電通を招き専門的立場から参考意見が述べられたが業界の立場からPR広告というよりもチクロに対して一般消費者に真実を知らせることが第1の目的であり、その線に沿って原稿を作成することになった。広告に掲載する団体名としては「缶詰キャンペーン委員会」名が一番妥当ではないかとされた。広告スペースは全3段。なお広告経費については、主要日刊紙9社全国版朝刊に広告掲載するとその料金は約1,600万円となり、この経費捻出等につき検討され、先ず缶詰キャンペーン委員会に強力に要請することになった。

2. その他PR対策について

週刊紙によるキャンペーンについては一誌に絞ってチクロ問題を取り挙げさせようとの企画もあつたが、果して業界にとつてメリットとなるかどうか問題とされ、この点は一応保留となつた。

また小売店に買物にくる主婦に対するチラシ配布対策などが話合われた。その他チクロ問題に関して業界紙は協力的に記事を取り挙げてきたが、スーパー小売店等の末端は販売意欲を喪失しており、今回の延期措置を契機として、業界紙を通じ小売店への啓蒙が必要であるという結論から主要業界紙に広告を掲載することに意見が一致した。

チクロ入り缶詰・びん詰等の 販売猶予期間延長

チクロ入り缶詰、びん詰等の販売猶予期間については、1月9日の閣議で延長の大筋が決り、1月14日付厚生省令第1号および厚生省告示第2号（官報第12920号）をもつて猶予期間を9月30日まで延期する措置がとられた。

○厚生省令第1号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条及び第11条第1項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和45年1月14日

厚生大臣 齊藤 昇

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年厚生省令第32号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書を削り、附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 この省令の施行の際現に存するかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰の食品（清涼飲料水及び容器包装を開いて販売されるものを除く。）については、サイクラミン酸塩を含む旨が明りように記載されている限り、昭和45年9月30日までは、なお従前の例による。

附 則

この省令は、昭和45年3月1日から施行する。

○厚生省告示第2号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条、第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（昭和44年11月厚生省告示第358号）の一部を次のように改正する。

昭和45年1月14日

厚生大臣 齊藤 昇

「昭和45年3月1日」を「昭和45年10月1日」に改める。

環 食 化 第 2 号

昭和45年1月14日

各 都 道 府 県 知 事 殿

各 政 令 市 市 長 殿

厚生省環境衛生局長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
及び食品、添加物等の規格基準の一部を改
正する件の一部改正について

サイクラミン酸カルシウム及びサイクラミン酸ナトリウムについては、昨年11月内外の毒性実験の結果を参考として、国民の健康に及ぼす危害を防止する観点から食品添加物としての指定を削除する等の規制措置を講じた。その内容については、昭和44年10月31日環食化第9067号をもつて通知したところであるが、その後のアメリカにおける規制緩和の措置等も考慮し、乳幼児の摂取機会が少ないこと、多量摂取または常用のおそれが少ないこと、サイクラミン酸塩を含有する旨の標示が可能であることなどの条件を検討した結果、このような諸条件が満たされる場合は、国民保健の面で支障ないという結論を得たので、今般、昭和44年11月5

日厚生省令第32号及び同厚生省告示第358号の一部をそれぞれ昭和45年1月14日厚生省令第1号及び同厚生省告示第2号をもつて別添のとおり改正し、その規制措置を次のとおり改めることとしたので次の諸点にご留意のうえ、これが運用に遺憾のないようにされたい。

第1 改正内容

- 1 昭和44年11月5日厚生省令第32号施行の際（昭和44年11月10日）現に存する清涼飲料水以外の食品については、昭和45年2月28日までは従前どおりとする経過措置を設けていたが、そのうちかん詰、びん詰、たる詰またはつぼ詰の食品（容器包装を開いて販売されるものを除く。）について、その期限を同年9月30日まで延期したこと。
- 2 1の措置の対象となる食品については、昭和45年3月1日以降サイクラミン酸塩を含む旨を容器包装の見やすい場所に明りように標示しなければならないこととしたこと。
- 3 上記の措置に伴い、昭和44年11月5日厚生省告示第358号についても所要の改正を行なつたこと。

第2 運用上の注意

- 1 清涼飲料水の経過措置の期限は、従前どおり昭和45年1月31日であること。
- 2 かん詰、びん詰、たる詰またはつぼ詰の食品以外の食品（清涼飲料水を除く。）の経過措置の期限は、従前どおり昭和45年2月28日であること。
- 3 かん詰、びん詰、たる詰またはつぼ詰の食品の範囲は、従来の取扱いのとおりとし、いわゆるかん入、びん入、たる入またはつぼ入りの食品は含まないものであること。
- 4 かん詰、びん詰、たる詰またはつぼ詰の食品であつても開かんする

等容器を開いて小売りすることを目的とするものは本延期措置の対象としないこと。

- 5 サイクラミン酸塩を含む旨の標示は、一般の消費者が容易に読みとれるように、容器包装の見やすい場所に、他の文字、記事、図画又は図案に比較して明りように行なうよう指導されたいこと。
- 6 猶予期間内にあつても、自主的な回収等の措置がとられることが望ましいので、指導にあつては、この点を留意されたいこと。

延期措置に伴う諸事項

- ① 8月1日からは缶壺詰であつて「合成甘味料添加」と表示してあるものでもチクロ入り製品には市場に出回っているものも含めすべてに対してサイクラミン酸塩を含む旨8ポイント以上の文字で表示しなければならないことになつている。この措置には大いに不満とする点もあるが、当局としても最大限の譲歩であり全缶協会員にあつてはこの告示通り卒直に受け入れ9月30日までに完全消化を図るよう販売に積極的努力をする。
- ② 缶壺詰であつてもジュース、ネクター類は清涼飲料水の部類に属するものとされ今回の延期措置からは除外されている。
また「壺詰」でなく、「壺入り」と見做されるものも対象外とされる。
- ③ たる詰、つば詰は現実には殆んど対象となる品目はなく一部醤油のたる詰、おみやげ品等に見られるつば詰程度となつている。

日商、チクロ使用禁止に関し政府へ要望

日本商工会議所では1月13日14.00時から日商役員室（東商ビル）でチク

ロ製品に関連する食品団体を招き食品添加物問題懇談会を開き検討の結果1月14日付で政府に対し次の要望を行なった。

チクロ使用禁止に関連する食品添加物 行政に関する要望

日本商工会議所

東京商工会議所

去る44年11月10日、これまで厚生省が食品添加物としてその使用を許可していたチクロが、外国の動物実験結果のみを根拠として唐突に使用禁止となり、かつ業界の実態およびこれが各方面に与える影響を考慮することなく販売禁止等の処置がとられたことは、食品衛生行政運用の見地からみて問題の多い措置であつたといえよう。

幸いにして、今回閣議了承により一部の食品について6カ月程度の猶予期間の延長が認められることとなつたと伝えられるが、さきの使用禁止措置が食品関係業者に与えた影響はきわめて大きく、とくに中小企業者は重大な局面に立たせられている現状にある。

かかる事由にかんがみ、本商工会議所としては、本件に関し下記のとおり要望するものである。

記

1. 国の損失補償について

今回の禁止措置は、国の唐突な政策変更によつて一方的にとられた措置であるから、これについては関係業界は何ら責任はなく、明らかに被害者の立場にある。

よつて、業界が受ける経済的損失については、国が相応の補償措置を

講ずるべきである。

2. 融資税制上の特別配慮について

関係業者とくに中小企業者は、今回の禁止措置によつて在庫調整や製品転換に予期しない資金のつきこみを余儀なくされ、一部には倒産に追い込まれるものも出てきており、今後もかかる事態が生ずるおそれが大い。

この情勢に対処するため、すでに政府系金融機関を通ずる金融措置が講じられているが、これは通常の金融ベースによるものであつて、今回の損害を償うには不十分であるので、在庫調整、製品（缶等の容器を含む）転換等に要する資金は、長期低利で融資するよう特別の措置を講ぜられたい。

また、本問題については、税務面においても弾力的な運用をはかられたい。

3. 猶予期限延長対象品目の拡大について

今回の期限延長措置は一部の食品に限定されているが、他の食品についても昨年末および本年年初にかけての在庫品の消化状況が低調であつた実情は全く同様である。よつて販売禁止猶予期限を同じく6ヵ月程度延期する措置を講ぜられたい。

なお、猶予期間中に人体に関するチクロの影響について、万人を納得せしめる国の結論を提示されたい。

4. 業務用糖価引き下げ対策について

チクロの使用禁止に伴つて関係業界では必然的に原糖使用への切換えを余儀なくされることになるが、チクロに対して砂糖の原価は割高である（約10倍）。

よつて、関係業界の今後の製品コスト負担を軽くするため、業務用砂糖の消費税や輸入関税の軽減その他の措置を早急に講ぜられたい。

5. 国家的な試験研究体制の確立について

今回の禁止措置はアメリカにおける動物の長期、大量投飼実験によりガン発生をみたことに根拠をおいているが、人体に有害であるとする根拠は明白ではない。かかる重大な国の政策決定にあつては、狭い範囲を追求する専門家の意見のみを鵜のみにしたり、ことにわが政府当局の研究をまたずアメリカその他の海外諸国の決定に追随することなく、国家的な試験研究体制を確立して、自主的に試験研究を行ない、その結果にもとずいて広く各界の意見を求めて公正な結論を下すべきである。

[付]

なお、今後食品添加物については毒性に関する試験経過を早期に関係業界に周知せしめ事前に予備知識を与えられるよう行政上配慮されたい。

果 実 部 会

- 日 時 昭和45年1月16日 13.30～16.00時
- 場 所 北洋商事㈱ 7階会議室
- 議 題
1. 新物みかん缶詰生産数量規制に関する件
 2. チクロ入り果実缶詰販売姿勢に関する件
 3. レッドチェリーの新規格設定の件
 - (イ) 糖度を何度とするか
 - (ロ) 色素を何号色素とするか
 4. そ の 他

※ 部会討議の概要

新物みかん缶詰はチクロ使用禁止により全糖に全面的に移行しているが、果してどの位が数量限界であるか非常に難しい問題とされ、加えてチクロ問題はただ単にチクロ入り缶詰のみでなく、全糖品にまで大きく影響している。そうした影響を取り除いていかなければならないことは勿論であるが、まず缶詰全体を左右するみかん缶詰の適正数量が重要なポイントとされこの部会では生産数量とチクロ入り果実缶詰販売姿勢を中心議題として協議した。なお今年初の部会に当り浅井会長から大要次の挨拶が行なわれた。

「本年最初の全缶協の部会であり一言ご挨拶申しあげたい。昨年は突然にチクロ問題が起り業界は大騒ぎとなつた。日缶協と流通面を受け持つ全缶協が互いに団結して販売期限の延長運動を展開し、選挙中であつたが年末まで努力して来た。その成果といえると思うが1月9日午前中の閣議で延長の大筋が決まり、14日付官報で厚生省令第1号、食品衛生法施行規則の一部を改正し、缶詰、びん詰の販売を9月30日まで延期となつた。ただ缶詰のうちジュース類は清涼飲料とみなすということである。また表示の問題は明確にサイクラミン酸塩を含む旨を表示しなければならず、これは大変なことであるが、しかし延期されなかつた場合を考えるとわがままもいつていられず、われわれは9月末日までに完全消化を図るよう努力してまいりたい。本日は果実部会でチクロ入り果実缶詰の消化ということをご審議願うが、これは新物みかん缶詰の売れ行き次第でチクロ入り果実缶詰の消化に大きく関連して来ると思う。

新物みかん缶詰は殆んどが全糖品に変つてコストアップし、そのためみかん全糖が荷もたれし相場的に逆行するとチクロ入りの完全消化に影響してくる。コストを割らずに売れる全糖みかん缶詰の供給数はどの位を目標にすれば売れるか、特に重要だと思う。本年のみかん缶詰がうまくいくかどうか、本年の缶詰全体を左右すると思うのでよろしくご審議いただきたい。」

1. 新物みかん罐詰生産数量について

イ) 全缶協の年内生産数量の見方

製缶筋の見方、J A B 受検数量、輸出検査受検数量、各地区の原料状況等を検討の結果、全缶協果実部会の見方として年内（11、12月）の生産数量は250万函（うちブロークンが50万函）という見解に達した。

ロ) 新物みかん缶詰生産は400万函が適正

まずことしはチクロ入り缶詰の完全消化を図ることが先決で、新物みかん缶詰の生産は慎重がのぞまれ、高値増産による反動でマーケットを崩すことのないようにしたいとの話し合いがなされ、生産量はブロークンを含め400万函におさえたいとの見解であつた。

ハ) 原料状況について

原料価格は年内各地区ともキロ50円前後でおさまつたが、年明けさらに値上りし、60円前後となり、これに同調するバツカーと操業を中止したところが出てきた。原料はことしは一般的に甘く生市場でよく売れているため、原料価格の下げは期待薄となつており、一方製品価格はこれ以上値上げすることは消化の足を引張りマーケットを崩すことになる。事実一巡後の荷動きはなく、特にブロークンは動かない。現在キロ60円前後となつたためバツカーは値上げを打診してきたが、問屋が応じないため操業を中止した工場も出てきており、内販をやるか輸出の方がよいか考慮している状態である。いずれにしてもことしのみかん缶詰の生産は早期打上げが予想されるとの見方がなされた。

2. チクロ入り果実罐詰販売姿勢について

缶詰、びん詰類の販売猶予期間が9月30日まで延期となつたが、この期間内にいかにしたら完全消化ができるかにつき慎重審議が行なわれた。

イ) シールについて

サイクラミン酸塩を含む旨を表示しなければならないが、この際シールを貼ることに業界として努力することに割り切り、スーパー、小売店には一括して送るような方法を取つたらよいとの意見であつた。

ロ) 販売姿勢について

8月以降の需要期になれば荷動きも好転すると見られるので値を崩して販売するという姿勢でなく正常な価格で売つていこうとの方向が示された。

ハ) チクロ対策としてPRが必要

チクロについて一般消費者はマスコミにより間違つた観念を植えつけられている。これを改めさせることは容易なことではなく、いまは缶詰全体の売行きにまで影響しており、こうした缶詰に対する不信任をぬぐい去らなければ、折角延期になつても消化できないことになる。消費者にチクロについて真実を知らせ、まず缶詰のイメージアップを図る必要がある。そのためのPRを早急に展開してゆく必要がある。全缶協は1月10日、チクロ対策委員会を開き①日刊紙に広告を掲載し消費者に事実を知らせる。②業界紙に広告を掲載し小売店への啓蒙を図る。③小売店、スーパー等の店頭チラシを配布してそれを消費者が自由に持つていけるような方法を講ずる等の決定がなされているが、この部会においても強力に推進されたいとの全員一致した意見であつた。

3. レッドチェリーの新規格について

レッドチェリーの糖度を何度とするか、色素は何号色素とするかについては規格部会に委嘱し、そこで検討することになつたが、農産缶工組とも十分打合せを行ない、決定していきたいとの意向が述べられた。

なお専務理事から着色料のこれから予想される方向について次のような説明があつた。

「赤色103号については厚生省は禁止を考慮しており、2月頃実施の方向にあるが十分に猶予期間を見ると言っている。赤色104号は一応保留とされているが試験の段階であり、安全と認められたということではない。赤色102号、105号、106号は慢性毒性および発ガン性については一応問題がないことが確認されている。」

蔬 菜 部 会

日 時 昭和45年1月16日 16.00～17.00時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
議 題 1. 45年度筍缶詰の対策について
2. 副部会長1名選任の件
3. そ の 他

※ 部会討議の概要

この部会は45年度筍缶詰の対策を中心に検討されたが、まだ時期的に早いため具体的方向は示されなかつた。なお例年行なつてきている東部、中部、西部の3地区で青果関係、2次店をまじえた懇談会を本年度も開催することになり、2月初旬ごろを目標に3地区の懇談会で状況をとりまとめたうえ、問屋としての心構えを固め筍全国大会に臨むことになつた。

1. 45年度筍缶詰の対策について

A) 在庫数量について

上物のSSS、SM級はないがAのLL、BのL、LLが残っている。ま

たじのL L Lは殆んど消化し、筒も残っていないとの見方があり、S、Tクラスは殆んど消化し、2号缶と懸念された4号缶もよく売れ、在庫は5 G缶のL、L Lクラスである。数量的には東京ではそうまとまつて手持ちしているところはなく京浜間で10万本、全国的に見ても在庫は30万～50万本程度ではないかとの見解であつた。しかしここに来てポツポツ動いて来ており心配するような在庫量ではないとされ、新物の出回る5～6月までには消化されるものと見られる。

B) 昨年の筒缶詰について

昨年、筒缶詰の生産は品薄、在庫皆無といった環境から生販とも意欲旺盛で全缶協はなんとかこれにプレーキをかける方向で努力してきたが、結果として大豊作、240万本の高値増産、史上最高の価格となつた。原料が一度に出た関係もあり鮮度が落ち、クリームも例年に比べ多かつた。スタートは好調な動きを示したが一時荷もたれし、需要期の年末にかけて相場も横ばい、ないし若干安値気味となつた。昨年の筒缶詰についての全般的な状態は軟調という程ではないが期待していた程ではなかつたとされる。

C) 本年の筒缶詰の見通し

本年の筒缶詰の生産時期までにはまだ間があり、具体的な見通しについての検討はなされなかつたが、四国、近畿の2～3地区の模様では昨年出過ぎた関係で7分作という見通しの地区もあり全般的に見てもことしは雨が少なく早ばつの影響、裏作といった要素から減産と見るのが妥当のようであり原料、価格は安くはないであろうと予想される。台湾産筒缶詰はすでに固定した需要層をつかんでおり、用途によつてはむしろ台湾産の方がよいとされている。国内産のL Lクラスが残っているが、これは台湾産との価格差により消化をにぶらせたのが原因ではないかとの意見があつた。新物筒缶詰に対する全缶協の態度は3地区で懇談会を開催し、各地区の状況をもとにもう少し煮詰めたうえで決定することになつたが品質の面では十分

留意するよう要望していきたいとの見解である。

2. 副部長 1 名選任の件

副部長の(株)祭原 瀨清氏が故人となられたので現在副部長 1 名が空席となつている。この件に関して後任に(株)祭原 業務部長中井 祥郷氏を推薦したい旨、大橋部会長からの発言があり全員異議なく諒承されたが、(株)祭原 市川氏の発言により一応中井部長の意向を確認したうえで正式に就任することになった。

(第4回) 添加物対策協議会

日 時 昭和45年1月20日 11.00～13.00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
内 容 チクロ対策について
出 席 【日缶協側】田上会長、佐藤、隅野、東峰、後藤、竹内、堀口、
山内、小泉(外10名)
【全缶協側】中山副会長、北田専務理事

※ 協 議 の 概 要

日缶協田上会長より、チクロ使用の缶壘詰の延期措置に対し経過説明がなされたあと、今後の業界対策をどうするかが話合われた。その結果、同協議会は当分存続することとし、今後は日缶協の消費拡大委員会、規格表示委員会においてチクロ対策の検討を行ない、必要ある時協議会を開らくことになった。なお全缶協はこの両委員会にはオブザーバーの資格で出席していたが、今後正式に委員として参加することが諒承された。

この日、全缶協提案の①主要日刊紙で消費者向けにPRを推進する②小売店向けにチラシ配布、③業界紙広告、その他当面是非実行に移したい事項を要請したところ、まず小売店向けのチラシ配布を検討し実施することが諒承された。

(第6回) 規格表示委員会

- 日時 昭和45年1月21日 13.30～15.30時
- 場所 日本缶詰協会
- 議題
1. チクロ使用缶詰の流通猶予期限の延長決定にいたるまでの経過について
 2. サイクラミン酸塩を含む旨のステッカーによる表示について
 3. 計量法にもとづく量目公差の改訂について
 4. 果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)について
 5. 平3号缶の規格寸法の改正について
 6. その他
- 出席 [日缶協側] 谷委員長外25名
[全缶協側] 橋田規格部会長、北田専務理事

※ 協議の概要

平野日缶協常務理事よりチクロ使用缶詰の流通猶予期限延長決定に至る経過報告があつたのち、3月1日よりサイクラミン酸塩を含む旨表示しなければならなくなつたため、こゝで業界の統一化を図る必要があり、シール作成の具体的内容を検討した。しかしバツカーサイドの意見はまちまちで結論が出ず、とりあえず名称は「サイクラミン酸塩添加」又は「サイクラミン酸ナトリウム添加」のいずれかにする。シールの形は丸、タ円、ヨコ短冊のいずれか、文字は

8P以上、地白は青又はみどりの白ヌキという案をもとにあらためて1月27日の規格表示委員会で協議、決定することになった。

なお計量法については現在質量計の使用公差をベースとして許容誤差を定めているので質量計の種類および秤量する量によつて、同一量の同一商品であつても、量目公差が異なるのでこの矛盾を解消するため、商品別に一定率の許容誤差となるよう改められるが、①原料、内容物の形状の違いにより共通公差値の設定は当を得ず種類別に検討を要する、②缶詰製造工程の特殊性による量目管理が困難であるという問題があり、なお時間的余裕を持つて十分検討してゆくことになった。

日缶協・規格表示委員会

日時 昭和45年1月27日 13.30～17.30時

場所 日本缶詰協会 会議室

議題 ① シール統一化に関する件

② 小売店向けチラシ原案検討の件

③ その他

出席 日缶協 規格表示委員会

谷委員長外12名

全缶協 中山副会長

橋田規格部会長

北田専務理事

☆

☆

☆

去る1月21日の規格表示委員会で、チクロ入り缶詰の販売猶予期間7カ月

延期措置に伴い、3月1日からサイクラミン酸塩を含む旨の表示をすることになり、そのシールの統一化を検討したが、①「サイクラミン酸塩添加」と「サイクラミン酸ナトリウム添加」のいずれにするか、②シールは丸形、多円形、矩形のいずれがよいか結論が出ず改めてこの日、検討することになったもの。

〔流通段階の統一シール決まる〕

流通段階での統一シールは下記のように決定した。

サイクラミン酸塩添加

3.5cm×0.8cm 横シール

地色は白上質紙。文字の色は濃紺。文字の大きさは8P。

貼る場所は見やすい場所。

実施は小売店頭のものを含め3月1日より。

なお在庫品についても統一シールによることが望ましいとされている。

またこのシール印刷にあたって受注作業の窓口、経費、方法等については日缶協、全缶協両事務局で打ち合わせることになった。

在 京 規 格 部 会

日 時 昭和45年1月29日 13.30～15.00時

場 所 北 洋 商 事 株 7階会議室

- 議 題
1. 統一シール決定に関する件
 2. 魚類缶詰等に対する砂糖表示の件
 3. そ の 他

※ 部会討議の概要

チクロ入り缶詰、びん詰類の販売は「サイクラミン酸塩添加」のシールを貼ることに決定したが、全缶協は作業能率の面、価格の面等からなんとか統一的にやっついていくべく日本缶詰協会と再三折衝を重ねた結果、シールを統一することに決定。しかし発注窓口について日缶協は個々メーカーが注文するという方向をとっているため、全缶協の一括注文という方針とは喰い違い平行線をたどっている。シール貼付作業は3月1日までに行なわなければ摘発の対象になり、すでに時間的余裕もないところから、全缶協は緊急に在京規格部会を開催することになったもの。

1. 統一シールについて

先きに全缶協、日缶協で決定したシールに統一する。

縦0.8cm 横3.5cm 白地に濃紺の文字8ポイント 「サイクラミン酸塩添加」

2. シールの枚数等について

流通在庫を1億缶と推定し、その内問屋ブランド製品は果実缶詰を中心に20%。従つて2,000万缶(2,000万枚)となりこの分については全缶協を窓口として一括発注することになった。残りの8,000万缶についてはメーカーブランドであり、メーカーの責任において措置する。

全缶協は2月15日までに印刷を完了し末端に手配を行なうべく作業を進める。メーカーにもこの日までに流通段階に届けてもらう。

このシールの配布方法については各地区の同業会宛に一括送付して協力を得るが、同業会等の組織のない地区は先きに実施した署名運動方式によつてはとの意見がだされた。しかしその細目は再度検討することになった。

3. 魚類罐詰等に対する砂糖表示について

- ① 旧印刷缶等にあつては不滅インキで「合成甘味料添加」の文字を抹消又は無地のステッカーを貼る。
- ② 新しい印刷缶にあつては、公正競争規約の表示規則にのつとつて表示されたい。その理由として、魚類缶に全糖とか、砂糖使用等の表現は適切ではなく、調味料の一部として砂糖が使われるものであり、原材料名のなかに、醤油、砂糖といったように併記されるべきであるとの見解による。この2点を即日、日缶協に要請することになった。

4. チェリー罐詰新規格について

A) 糖度を何度にするか

国際規格では最低の糖度が14°となつているが、業務用が大半のチェリーにあつては14°と18°の2本建でいつてはどうかとの意見がだされた。

B) 色素について

一応100番台はさけたいとの意向であつた。

いずれにしても規格部会、農産缶工組とも十分検討した上で煮詰めることになつた。

シールについて打合せ

日時 昭和45年1月31日 12.00~14.00時

場所 日魯漁業(株) 会議室

内容 シールおよび作業質の負担について

出席 (日缶協) 谷委員長(会長代理)、阿部常務(日魯)、隅野専務、
平野常務
(全缶協) 中山副会長

※ 打合会の概要

シールに関しては、先きに日缶協、全缶協がそれぞれ違った方法で発注を行なうことになっていき、これでは市場の混乱を招き、一番問題とされる小売店頭にある製品の貼付作業が徹底しないということから、日缶協田上会長の指示により緊急に打合会開催となつたもの。

協議の結果次のように決定した。

1. 小売店頭在庫

末端流通は1億缶と基準を置き、うち問屋ブランド2千万缶。メーカーブランド8千万缶とするが、このシール代金は日缶協が負担することになった。なお発注は第1次として2千万枚、次いで3千万枚を在文し順次発注していく。

2. 工場および倉庫在庫

在庫しているメーカー、問屋ブランドは個々が負担する。

3. 実施方法

- 1) 小売店頭分については各地卸店を通じ小売店に作業を依頼する。
- 2) 小売店頭および在庫分のステッカー貼布について、メーカーも側面的に小売店依頼に協力する。
- 3) 全缶協未加入の問屋についても包含するものとする。

4) 運賃、小売店の作業 等細目は別途日缶協と協議する。

消費拡大委員会（日缶協）

日 時 昭和45年1月24日 10.00～12.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

内 容 1. チクロ延期に伴う宣伝問題に関する件

(1) 一般紙に対する広告

(2) 業界紙に対する広告

(3) 小売店頭へのチラシ

2. その他

(1) 百貨店協会に提出文案

(2) 各地方保健所に提出文案

(3) その他

出 席 原喜三郎委員長外14名

(全缶協) 中山副会長、北田専務理事

※ 委員会の概要

この委員会は去る1月20日添加物対策協議会で、全缶協が提案し強く要請したチクロ入り缶詰の販売猶予期間延期について、一般消費者に真実を知らせ全量消化を図るべく、一般紙に広告する件

その他の宣伝対策について

協議会から消費拡大委員会に委嘱されたので、全缶協も正式メンバーとして加わり、宣伝対策を中心に協議された。特に一般紙への広告については現時点で広告することは逆効果になる。時期を見て缶詰祭りの宣伝を行なうべきであ

る等の意見がだされるなど、協議内容はかなり難航したが、全缶協提案に変わる具体的対案もなく、実施時期は早急に行なわなければならないとの全缶協の主張が容れられるところとなり、一般紙に広告掲載することがこの委員会で正式に承認された。しかし予算面の問題があり、宣伝文案等を併せて在京小委員会でさらに検討を加えたいと実施することになった。業界紙への広告、小売店へのチラシ等も在京小委員会で検討される。

食品缶詰公正取引協議会常任理事会

日 時 昭和45年1月29日 15.30～17.00時

場 所 日本缶詰協会 応接室

議 題 ① チェリー缶詰に関する件

② その他

出 席 隅野、阿江、北田、平野、山内、東峰、山崎、井上、渡辺の各氏

☆ ☆ ☆

最近レッドチェリー缶詰の糖度について、規格糖度の18°といわゆるライトシラップに相当する14°程度のものの二本建を希望するという動きがあり、仮りにそのような方向で進められる場合、公正競争規約の面で全糖表示はどうかを話合つた。その結果、もし14°ものが製造されることになればそれには糖度も全糖表示もしないという姿勢でありたいとの意向であつた。

またチクロ使用缶詰のシール貼付については二重表示となるが、あらかじめ公取委にその旨諒解を取りつけることを申合せた。

食品加工全国団体連絡協議会打合せ

日 時 昭和45年1月8日 13.30～15.00時

場 所 全国ビスケット会館 8階

議 案 1. チクロ問題について

(1) 今後の基本運動方針

(2) 行 政 訴 訟

(3) 政 治 運 動

(4) そ の 他

2. 砂糖関税、消費税の減免税運動について

出 席 24団体事務局代表者

(缶詰業界側＝全缶協北田専務理事、製缶協阿江専務理事)

☆

☆

☆

1. 9団体が厚生大臣に不服申立てる

旧ろう24日、厚生大臣のチクロ禁止措置について同協議会は第1段階として行政不服審査法にもとづいて異議申立てを行なうこととなり、秋山昭八弁護士の手を通じ手続きを取ることになっていたが、協議会自体は任意団体のため、その後個々の団体において弁護士に委任することに改められたが、12月27日、今回の禁止措置により同協議会メンバーのうち被害の大きい次の9団体が厚生大臣に不服申立てを行なった。

全国清涼飲料工業会

全国冷菓アイスクリーム工業組合

日本粉末飲料協会

日本佃煮工業協同組合

日本ソース工業会

全国トマト工業会

日本果汁協会

全国漬物協会

全国乳酸菌協会

不服申立の内容は、時間的余裕がなかつたため理由書きは添えられていないが、今回の禁止措置に対し不服である旨の申立書となつている。

なお全缶協としてはすでに日本缶詰協会、日本蜜柑缶詰工業組合、日本農産缶詰工業組合、など缶詰業界側よりそれぞれ異議申立てされているので参加しなかつた。

2. 全国団体の署名簿は厚生大臣に提出

全缶協の呼びかけで協議会メンバーはそれぞれ署名運動を展開することになったが、各団体ともようやく署名完了の段階を迎えたので1月9日午前10時各団体代表者が厚生省玄関に集合し、厚生大臣に提出することになった。なお署名簿提出に際し、日本独自の結論が出るまで販売禁止措置は取るべきでないことを訴えることになつている。

3. 今後の基本運動方針について

伝えられるところによれば1月10日前後にチクロ禁止措置の緩和に関し厚生大臣発表が行なわれるとの声もあり、協議会としては取りあえず署名簿を提出し、大臣発表があるまで待機することになったが、1月12日あらためてこの問題について協議する手筈となつている。

また行政訴訟については討議保留とし成行きを見たらう秋山弁護士とあらためて相談することに申合せた。

なお食品関係議員団を結成する案もあるが、さきの総選挙で福島二区で最高当選した同協議会々長伊東正義氏を中心に具体的作業が進められる運びである。

4. 砂糖関税、消費税の減免税運動

最近砂糖の減免税運動が活発化して来たが、同協議会では各団体の共通問題としてこれを推進してゆくことになり、今回のチクロ問題とは切離し、中西氏（元農林官房長）の力添えを得つゝ具体策をたてる旨話し合いが行なわれた。

全国団体で異議申立説明会

日 時 昭和45年1月22日 14.00～16.00時
場 所 全国バスケット会館
内 容 チクロ禁止措置に対する異議申立説明会
出 席 異議申立の9団体外3団体

☆ ☆ ☆

食品加工全国団体連絡協議会では、去る12月26日、チクロ禁止措置に対し加盟32団体中9団体が告示記載の処分を取消すとの裁決を求める異議申立を秋山昭八弁護士を代理人として行なつたが、この日、同弁護士出席のもと、行政不服審査法と行政事件訴訟法の説明会が開られた。

説明によると審査申立てにより審査されるとおそらく却下となるものと見られ、そこで訴訟となるが、現在厚生省より審査するという通知もないので、局長あるいは部長に対し審査要求すべきであるとの説明であつた。

そこで申立9団体は公開審査となるか非公開審査となるかは別として、とにかく1月24日午前10時に厚生省に出向き局長に対し審査の要請を行なうことになつた。

なお山宮氏は審査されるおりには缶詰のみが延期された理由につき徹底的に追

求したいと語っていたが、全缶協北田専務理事は缶詰が敵であり、缶詰をせめるような言辭は慎んで貰いたいことを付言した。

業務用缶詰に関する研究会

日 時 昭和45年1月22日 14.00～18.00時

(18.00時から缶詰料理を主体としたパーティ)

会 場 兵庫県、宝塚ホテル 蘭の間

主 催 全日本司厨士協会関西本部、缶詰キャンペーン委員会

内 容 業務用缶詰に関する研究会

出席者 (司厨士側) 川副書記長、宮本、佐藤、前田、富田、沼田、
竹内、西村、野村の各氏

(缶詰業界側)

メーカー エムシーシー食品(株) 水垣、森元氏

日本水産(株) 中山氏

大洋漁業(株) 高月氏

日本冷蔵(株) 神村氏

宝幸水産(株) 中村氏

カゴメ(株) 松井氏

明治製菓(株) 苗村、川崎氏

問屋 全国缶詰問屋協会 野田副会長、中沢

大橋(株) 大橋氏

(株)祭原 市川氏

(株)長井藤商店 伊藤氏

寿産業(株) 上村氏

	加藤産業㈱	嶋本氏
	(株)逸見山陽堂	池田氏
製 缶	日本製缶協会	阿江専務理事
事務局	日本缶詰協会	村井、常田氏

※ 研究会の概要

この研究会は缶詰キャンペーンの一環として取り挙げられ、缶詰キャンペーン委員会、全日本司樹士協会関西本部の共催のかたちで開かれたもので、昨年の11月24日全日本司樹士協会関東地区本部と、業務用缶詰に関する徹底討論会が行なわれたがこれに引續いての催しである。

研究会は川副書記長の司会で進められ需要、供給の両者が前向きな態度で熱心な質疑応答を行なつた。席上製缶協会阿江専務理事が、チクロ問題にふれ、アメリカの発端から今回の延期措置に至る間の経過について説明がなされた。なお閉会后、缶詰料理を主体とした懇親パーティーが行なわれた。

〔主な意見〕

業務用缶詰の加工度は70%からせいぜい75%止りにして、残りの25%~30%は調理士の腕にまかせてもらうようにされたい。

生がある時はどうしても生を使うようになるが、缶詰は季節を問わず何時でも食べられる便利さ、その他の利点を持つている。

客は味覚よりも視覚が一番先きを感じるわけであるが、これも余りどぎつい色では逆効果となり、生と同じ色が望しい。

グリーンピース、チェリー、特にチェリーは味よりも色づけということで使われ、こういうものは白くてはやはり具合が悪い。

全糖、純正等の表示に関する連絡会

日 時 昭和45年1月30日 14.00～17.00時
場 所 公正取引委員会 審判廷
議 題 加工食品における全糖、純正食品、健康食品等の表示について
出 席 公取委3名、公取モニター2名、消費者団体6名、業界側11団体。
農林省、企画庁、都庁、長野県。

☆

☆

☆

1. 全糖表示について

全糖表示の基準について農林省、各業界団体代表が説明したあと、消費者団体との質疑応答を行なったが、もともと全糖の表示は人工甘味料に対する表示と考えられてきたもので、特に今回のテクロ禁止措置により全糖とは何かとの定義があらためて問題とされ、消費者サイドから「全糖」そのものの用語が曖昧であり、①糖類の名称を書く、②含有量を明記する等の意見が出され、この件については公取委でさらに検討し、後日あらためてまた連絡会を開催する運びとなつた。また純正食品、健康食品等についても消費者を欺瞞する要素が多分に含まれており、業界が純正、あるいは天然と表示しているもののリストを提出、それらを専門的に検討したうえ、もし定義づけ出来るものならその線に添って努力して見たいとの説明があつた。

果実飲料の公正規約に関する打合会

日 時 昭和45年1月13日 12.00～13.30時

場 所	日本果汁協会
内 容	果実飲料の公正規約に関する件
出 席	日本果汁協会、全清飲、日缶協、全缶協

※ 打 合 会 の 概 要

日缶協側より提案の 30%～50%未満の飲料にあつては、缶詰の場合「エード」という名称で統一したいとされていたが、種々意見を交換した結果、名称によつて区分が多くなることは歓迎されないとして、50%未満のものにあつては「エード」と呼ぶことが出来るようにしようという証合いとなつた。なおその際 10%未満のものについてもエード名称を使用することが可能かどうか今後さらに検討される。この事務局間の下打合せに引き續いて公取委川井、松浦技官来席のもと、「果実飲料の表示に関する公正競争規約（案）」の打合せを行なつた。

この打合せで公取委側が問題であるとした点は次の通り。

- ① 必要な標示事項のうち、原案では「果汁含有率の判定は果実飲料公正取引協議会が指定する機関により農林物資規格法に基づく果実飲料の日本農林規格に定める基準の検査によるものとする」となつているが、これは事前検査がたてまえとなつているので、この点の煮詰めをさらに改めて行うことになつた。
- ② 規約（案）では果汁飲料に限り「ジュースドリンク」の名称を使用することが出来るとなつているが、公取委側としてはこの名称には消費者団体が抵抗を感じているとの説明があつた。
- ③ 公正取引協議会は、「この規約に参加する事業者の団体及び容器製造業者の団体をもつて構成する。但し事業者が直接参加することを防げない」となつているがこの点今後の研究課題とされた。

- ④ その他、清涼飲料で果汁10%以下のものの表示（例えば「果汁を含まず」、「0%」）についてどのような方法がよいか等さらに検討されるが、公取委では3月を目標に告示したいと希望をのべていた。

日缶協ジュース缶詰合同委員会

日 時 昭和45年1月22日 15.00～17.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 ① ジュース缶詰の猶予期限とその対策

② そ の 他

出 席 日缶協ジュース缶詰委員会

農産缶工組ジュース部会

[オブザーバー]

全缶協中山副会長、八尋大吉郎氏、北田専務理事

※ 協 議 の 概 要

チクロ入り缶詰の猶予期間が1月14日の厚生省告示により9月30日まで延期されたが、但しオレンジジュース、ネクター等のジュース類缶詰は清涼飲料水と同様の扱いとなり、2月1日からは販売してはならないことになっている。

従つてあと残されている猶予期間は正味9日間しかないが、今後の対策をどうするかという問題を中心に日缶協ジュース缶詰委員会ならびに日本農産缶工組ジュース部会メンバーは合同会議を開き検討した。

1. 回収の法的意味について

缶詰ジュース類の猶予期間は1月31日までとなつているが、後藤磯吉氏の発言で2月1日以降販売してはならないということであり、回収せよとは言つていない。従つて通達に書かれている自主的回収の「回収」とは何を指すのか、回収命令が出るのかどうか。回収の責任者はだれか等法的には回収とはどういうことなのかを弁護士を通じ厚生省に問い合わせたうえ対策を建てることとなり、その回収の意味がはつきりしない間は、問屋に対し回収しますというような軽卒な表現や行動は取らないことになつた。

2. 国家賠償について

蜜柑缶工組、農産缶工組では、去る12月27日厚生省に対し異議申立てを行なつており、今回延期措置は取られたもののいまだちにその申立てを取り下げることはせず、政府側は違法ではないとしているが過失の面はあるのでその点を攻めて行くとの姿勢も語られた。

この件は外部へは(秘)事項とする。

3. ジュース罐詰の輸出について

チクロ入りジュース缶詰の在庫分については、禁止措置の取られていない中近東地区へ輸出したいという希望があり、厚生省側は1月中に契約したことになれば問題ないと言つていたので、農林省にそうしたものの輸出には検査の面で諒解を取りつけることになつた。

浅井会長、富士ココロラボトリング(株) の研究会で講演

浅井会長は御明治屋の依頼により1月18日(日曜日)富士箱根ランド会議場において午前9時30分より11時30分まで富士ココロラボトリング株式会社のミドル・マネージャー180名の研修会にて「70年代の食品業界の動向」と題して大要下記の内容で熱弁を振り聴講者に多大の感鳴を与えた。

1. 生産部門

- (イ) 戦前、戦後の金融政策
- (ロ) 技術革新による生産量産体制の確立
- (ハ) 生産者は総合食品会社化への途を選ぶ
- (ニ) 中小生産者の行方

2. 流通部門(卸売業)

- (イ) 流通経路の短縮化とココロラボ
- (ロ) 卸売業数と小売業数並にその売上高対比
- (ハ) 問屋無用論発生の根源
- (ニ) 食品問屋有用論と問屋機能の充実
- (ホ) 卸売業規模の巨大化と商社系列化

3. 流通部門(小売業)

- (イ) ビッグストア(レギュラーチェーン)の誕生
- (ロ) ケネディ演説とダイエー社長の感激
- (ハ) 日本とアメリカ小売業規模の比較
- (ニ) ショッピングセンターへの移行
- (ホ) 単独スーパーマーケットの方向

4. 流通部門(チェーン)

- (イ) コーポラチブチェーン
- (ロ) ボランタリーチェーン

5. 外国企業上陸後の業績

6. 商品開発について

7. 流通システムの創造

8. 文豪イブセンの言葉

長野県缶詰食品問屋連盟創立

(全缶協浅井会長挨拶)

浅井会長は2月1日(日曜日)松本市浅間温泉ウエスタン・ホテルで開催された長野県罐詰・食品問屋連盟の結成式において同連盟の顧問に推薦されるとともに大要下記の祝と顧問就任の挨拶を述べた。

1. 連盟結成の意義について
2. 流通業者の政治力とは団結(署名運動)である
3. チクロ問題を通じ全国下部組織(中央の意志伝達機関)の必要性を痛感
4. 団結は問屋パワー確立への途
5. 顧問就任受諾の理由と連盟への協力

なお長野県罐詰食品問屋連盟の事務局は

松本市芳川平田367番地

株式会社 ツタモ商店 内

電話 (02634) 8~1177番

缶詰業界新年名刺交換会

例の缶詰業界団体主催による缶詰業界新年名刺交換会は、昭和45年1月5日午後1時より、千代田区バレスホテルのローズルームにおいて盛大に開かれた。この日業界各団体を代表して次の各氏が年頭の挨拶を行なった。

日本缶詰協会会長 田上東稲氏、全国缶詰問屋協会会長 浅井二郎氏、また来賓を代表して、農林省農林経済局長 小暮光美氏、の挨拶があり、次いで日本缶詰輸出組合中村理事長の音頭で乾杯、東洋製缶(株)佐藤会長の音頭で万歳三唱が行なわれ華やかに終了した。なお当日の出席者は農林省からは大和田水産庁長官、亀長官房長をはじめとし業界関係者等500有余名参加が見られた。

東京都食品卸同業会総会、新年会

同業会では1月7日午後4時から、帝国ホテルにおいて總會および新年賀詞交換の宴を催した。当日は約320名が参集し、盛大くさんのショーを觀賞した。

関 係 団 体 報 知

※京都食品卸同業会に名称変更

京都缶詰卸業協会(会長大橋庄三郎)は、時局の趨勢に対応して、缶詰は勿論広く総合的に各種食品業界より糾合し業界の発展を目的に1月8日の定例總會で名称変更を決定した。

旧名称 京都缶詰卸業組合

新名称 京都食品卸同業会

兵庫県食品卸同業会、発足

兵庫県一円として、缶詰、一般食料品の問屋が大同団結し、このたび兵庫県食品卸同業会が結成した。これにより神戸缶詰同業会は発展的に解消となった。

1. 名称 兵庫県食品卸同業会
2. 加入者 兵庫県一円 77名
3. 役員 会長 (株)吉川商店
副会長 加藤産業(株)
 " 神戸乾物(株)
 " 姫路乾物(株)
4. 事務所 神戸市生田区元町通り4の47
 (株)吉川商店内 TEL 35-2241

[電話番号変更]

三和缶詰(株)の本社、工場、天童工場の電話番号が、下記の通り変更になった。

本社、工場 山形県長崎局(023662)3101(代表)

天童工場 山形県天童局(02365)5-2425

山崎隆之助氏ご逝去

日缶協、荷委員長、筑豊農産缶詰(株)取締役社長。山崎隆之助氏は、1月21日6時5分肝硬変のため死去、享年76

葬儀は会社と福岡県缶詰工業組合の合同葬により、1月23日13.00時より、福岡県嘉穂郡筑穂町大字内野の正円寺において執り行なわれる。

喪主 長男守之氏。

会 員 消 息

北洋商事(株)取締役会長 川口順次郎氏ご逝去

北洋商事(株)取締役会長川口順次郎氏は、1月20日午後8時25分聖路加病院で死去、享年66。葬儀は社葬をもつて1月24日、13.00～14.00時、告別式14.00～15.00時、港区芝増上寺においてしめやかに執り行なわれた。

葬儀委員長 浅 井 二 郎 氏

喪 主 長男 川 口 敏 郎 氏

(自宅=市川市菅野2～10～7)

(株)二幸商事部第2部長 青木 靖氏ご逝去

(株)二幸商事部第2部長、関東缶詰食品(株)取締役 青木 靖氏は1月24日午後7時、脳腫瘍のため、世田谷区玉川奥沢町2丁目242番地の自宅で死去、葬儀、告別式は1月26日13.00～14.00時、自宅でしめやかに執り行なわれた。

※(株)大坂屋 社長に長田すみ江氏

(株)大坂屋(長野県上伊那郡辰野町平出1,509番地)の故長田忠雄社長の後任に、長田すみ江氏が就任した。

